

2 計画推進のための取組

本市では、各分野別将来都市像を実現するための取組みや主要施策をより一層推進し、満足度の高い行政サービスの実現や効率的な市政経営のために、様々な取組みを進めています。それらを体系的に表したのが、この「計画推進のための取組」です。

(1) 行政サービスの向上

(1)-1 サービス提供体制の充実

ア) 窓口サービスの市民満足度の向上

窓口業務は、市民にとって極めて身近なサービスであり、行政サービスの根幹をなすものであることから、職員の接遇の向上をはじめ、ICT^(注1)を活用した手続きの簡素化や、わかりやすく利用しやすくするなど、市民の視点に立ったよりよい窓口サービスの提供につとめます。

イ) サービス提供機会の充実・確保

(仮称)市民サービスセンターにおける行政サービスの提供

(仮称)市民サービスセンター^(注2)において、支所で実施している行政サービスに加え、本庁で実施している行政サービスの権限や予算の移譲を行い、地域住民に身近な行政サービスを提供するとともに、地域振興をはかるための施策を実施します。

ICTを活用した行政サービスの充実

申請・届出手続きの電子化など、電子自治

体の実現に向けた取組みを進めることで、ICTを活用した行政サービスを充実し、市民の利便性向上をはかります。

また、行政サービスのICT化にあたっては、利用率や経費など、費用対効果を十分に検討しながら進めます。

ウ) 職員の能力や意識の向上

平成17年度末に策定した新秋田市人材育成基本方針^(注3)のもと、「市民職員～シチズン・パートナー～^(注4)」の育成をめざし、人事・研修・職場が連携しながら人材育成に取り組めます。具体的には、若手職員のジョブローテーション^(注5)の制度化など新たな人事制度を導入するとともに、人事評価制度^(注6)と関連づけた公募型研修^(注7)の充実や職場における部局研修の実施により、職員の能力や意識の向上に取り組めます。

エ) 新庁舎建設基本構想の策定

新庁舎建設のための検討組織を設置し、各種の行政事務やサービスの適切な集中と分散を踏まえた業務の内容や防災機能などを総合的に検討し、市民の利便性と事務執行の効率性を兼ね備えた庁舎の建設に向けて、新庁舎建設基本構想を策定します。

(1)-2 情報提供機会の充実

ア) 市民広聴の充実

市民ミーティングや対話集会の開催により、市民の意見や要望などの聴取と市民意識の把握につとめるとともに、しあわせづくり秋田

注1) ICT

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来のITにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。

注2) (仮称)市民サービスセンター

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の市内7地域に、支所・公民館機能などの複合化をはかり総合的に整備する予定の公共施設。現在、市役所本庁が持っている権限や予算を(仮称)市民サービスセンターへ可能な限り移譲し、地域の課題は(仮称)市民サービスセンターで対応することをめざしている。

注3) 新秋田市人材育成基本方針

総合的・長期的な観点から人材育成を進めるため、職員の自己成長を人材育成の根幹と位置づけ、研修と職場、人事制度を連携させた人材育成基本方針。

注4) 市民職員～シチズン・パートナー～

一市民として地域発展の役割を担う側面と、市民のしあわせと自己実現のため努力し続ける市職員である側面をあわせ持ち、市民とともに考え、ともに作り、ともに実行していく、まちづくりのパートナーとしての誇りと自覚に満ちた職員像を表したもの。

注5) ジョブローテーション

職員に様々な仕事を体験させるため、定期的に職務の異動を行うこと。

注6) 人事評価制度

職員として求められる能力を明示し、個々の職員の仕事ぶりや仕事における実績を評価することを通じて、自らの強みや弱みを把握することにより、職員自身の能力向上と市の組織力の向上をはかるための制度。

市民公聴条例^(注8)や市民100人会^(注9)などに加え、新たな市民広聴の手段も検討しながら、市民とのコミュニケーションの円滑化をはかります。

イ) 情報公開の推進

市民が知りたい情報を自由に入手し利用できるよう、秋田市情報公開条例^(注10)に基づき、市が保有する情報の開示と積極的な提供を行います。

ウ) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いに関する市民の不安を払拭するため、秋田市個人情報保護条例^(注11)に基づき、市が保有する個人情報の収集、利用と提供、管理などを適正に取り扱い、開示などの請求権を保障することにより、個人情報の保護につとめます。

エ) 市政情報の提供

一緒に考え、行動してもらおう広報活動の展開
 広報あきたや市政テレビ・ラジオ番組により、市民に伝えたいことがしっかりと伝わり、読んだ人・みた人がその内容について一緒に考え、行動してもらえよう、情報内容の充実と戦略的な広報活動の展開をはかります。

インターネットによる情報提供

ホームページの公開やメールマガジン^(注12)の配信など、インターネットを利用した手法により、行政サービスなどの情報提供の充実をはかります。

また、今後ますます普及が見込まれる携帯電話からの利用も考慮し、誰にでも使いやすく分かりやすいよう、汎用性の高いデザインによる情報の提供につとめます。

(2) 行政経営の確立

(2)-1 行政経営システムの推進

ア) 総合計画の推進

行政経営の総合的な指針である総合計画に定めた将来都市像を実現するため、目的ごとに体系化し位置づけた施策や事業の実施状況を年度ごとに検証し、計画の着実な推進につとめます。

イ) 行政評価の実施

最少の経費で最大の効果を得るため、行政経営全般について、PDCAサイクル^(注13)に基づき不断の改善を行うとともに、トップマネジメント^(注14)に必要な情報を適切に提供するようつとめます。

また、既存の施策・事業の効果などについて、市民や外部の専門家などの視点から評価を行う外部評価制度の導入につとめます。

ウ) 行政経営会議等の実施

総合計画に位置づけられた施策・事業を、現在および将来にわたる課題を踏まえながら的確に実施するため、政策的判断を行う行政経営会議等を実施します。

エ) 予算編成システムの実施

住民の多様なニーズに即応し、迅速かつ総合的に施策を展開するとともに、限られた財源を効率的、重点的に活用するため、行政経営会議等と予算編成の連携をはかります。

注7) 公募型研修

職階や在職年数に基づく指名による従来の研修と異なり、人事評価制度によって明らかになった個々の強みや弱みを踏まえ、職員が自らのキャリア形成(能力向上やいかし方)を意識して応募し受講する研修。

注8) しあわせづくり秋田市民公聴条例

市民が持つ意見、情報、知識、思いなどを、市の計画や方針などの企画立案過程に反映させることを定めた条例。

注9) 市民100人会

無作為に選任した100人余りの市民に、市の計画などについて幅広く説明を行ったうえで、意見を聴く広聴制度。

注10) 秋田市情報公開条例

公正で開かれた市政を実現するため、市民へ市が保有している公文書を開示する権利を保障し、情報提供施策を充実させることを定めた条例。

注11) 秋田市個人情報保護条例

個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報の収集、利用・提供などの個人情報の適正な取り扱いの基準や手続きを定めるとともに、個人情報の開示、訂正、利用停止などの請求権の保障を定めた条例。

注12) メールマガジン

発行者から受信希望者へ電子メールを利用して定期的に発行する刊行物。

注13) PDCAサイクル

「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Action)」により、継続的に改善活動を行っていくサイクル。

注14) トップマネジメント

企業など組織を指揮、管理する経営者あるいは経営者層が行う重要事項に関する意志決定。

才) 組織・機構編成の最適化

意思決定の迅速化、中間管理職の一層の活用、機動的な組織編成による組織の柔軟な運用など、社会経済情勢の変化に的確に対応できる簡素で効率的な組織・機構の構築につとめます。

(2) - 2 行財政改革の推進

ア) 行政改革の推進

社会経済情勢の変化などに対応できる「自主自立による持続可能な地域社会の構築」を進めるため、簡素で効率的な行財政運営をめざし、第4次秋田市行政改革大綱^(注15)の着実な実施につとめるとともに、適宜、改革内容を見直しながら、改革の推進につとめます。

行政改革大綱の進行管理

第4次秋田市行政改革大綱の着実な推進をはかるため、全庁的な推進体制の強化や、市民への進捗状況の情報提供などにより、大綱に位置づけた実施項目の適切な進行管理につとめます。

職員の定員管理の適正化

民間委託の推進や指定管理者制度^(注16)の活用などの行政改革と併行して、退職者不補充による職員削減を行い、平成22年度期首までに第3次秋田市定員適正化計画^(注17)の削減目標の達成をはかります。

公共事業のトータルコスト縮減

公共施設の建設費や維持管理費などを縮減するため、総合コストの縮減をはかるガイドラインである公共事業のトータルコスト^(注18)縮減指針に基づいた全庁的な取り組みを推進します。

イ) 財政の健全化

財政健全化目標の堅持につとめるとともに、企業会計・特別会計のあり方の見直しや新規財源の調査研究を実施するなど、財政の健全化につとめます。

(2) - 3 財源確保と財産活用の推進

ア) 市税の情報提供の充実と徴収体制の強化

行政サービス提供の財源となる市税の適正な賦課徴収を行うため、広報をはじめとする様々な媒体を活用した情報提供につとめ、電子申請・申告などの納税者の利便性を向上させる制度の導入を推進します。

また、迅速かつきめ細やかな納税相談・指導や口座振替の加入促進につとめるとともに、滞納処分における新たな取り組みを進めるなど、徴収体制の強化をはかります。

イ) 効率的な財産管理の実施

未利用の土地について、データ管理システムを構築し、総合的な活用体制の整備をはかるとともに、公金について、金融情勢の変化に迅速に対応し、より安全で収益性の高い金融商品を選択するなど、効率的な管理・運用につとめます。



注15) 第4次秋田市行政改革大綱

国の構造改革や分権型社会の進展をはじめとする社会経済情勢の大きな変化に的確に対応する改革の指針として策定した。計画期間は平成18年度から22年度までの5ヵ年。

注16) 指定管理者制度

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減をはかることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。これにより、公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体が担うことが可能となった。

注17) 第3次秋田市定員適正化計画

簡素で効率的な行政体制の構築に向けて、職員数を適正に管理するため平成18年3月に策定した計画。平成17年度当初の職員数を基準に、10年間で約10%の職員を削減することとしており、特に平成18年度から22年度の5年間を集中改革期間と位置づけ、241人(6.8%)の職員を削減することを目標としている。

注18) トータルコスト

イニシャルコストである設計時や建設時の費用と、維持管理費などのランニングコストも含めた総体としての費用。